

# 地方都市の自治会における割山管理の歴史的変容

—— 上田市上塩尻自治会の事例 ——

佐 藤 康 行\*

## Abstract

The purpose of this paper is to consider historical changes in how the *Kamishiojiri* Neighborhood Association (*Jichikai*) has managed the *wariyama* from Edo era to the present. It is, in other words, to clarify management change of the *wariyama* by the *Kamishiojiri Jichikai*, dealing with documents of lately times that have not been researched so far. The *wariyama* is an institution to deliver the right to use a part of forest in the land possessed by community to members of community. The rules of the *wariyama* management, in the *Kamishiojiri*, first setting in 1860, have been renewed in Meiji forty-second year of 1909, in Taisho fourth year of 1915, and in Showa sixty-fourth year of 1989.

The results that this paper clarified are the followings. After 1860 in the Edo era to the present, the *Kamishiojiri Jichikai* has possessed the *wariyama* by community in the unapproved form. Moreover, from 1860 of Edo era to 1970s, the *wariyama* had been commons to provide woods for fire for the community members. However, the *wariyama* finished the role due to the spread of oil in the 1970s. In the present, the management of backyard mountain, consisting of the *wariyama* and private forest, by the *Kamishiojiri Jichikai* becomes common place to play a significant part of water disaster prevention or animal disaster prevention and to come into contact with nature.

## はじめに

社会学における町内会・自治会の研究は、住民自治と行政支配の2つの観点から長いあいだおこなわれてきた。上田市自治会についても、安井幸次がその観点から研究をしている（安井1989）。そして、こんにち地域社会の持続可能性の観点から研究する意義が生じている。行政学の分野では、日本社会全体を視野に入れた政治的行政的計画として議論されている。しかし社会学の領域においては、自治会を地域社会の持続可能性の観点から実証的に研究する試みは

ほとんどおこなわれていない。本研究は、地域社会の持続可能性の観点から地域社会における自治会の地域資源管理を取り上げる。

割山研究は、戦前、明治期以降の割山を対象とし、また割地制度の一部として議論され、戦後は村落研究の中で多角的な問題意識のもとで事例研究として議論された。しかし、現在に至るまで割山研究を概説する試みはおこなわれていない。その理由は、各地の割山が多様であり、割山研究を総括することが困難だからである（原田1969：66-7）。今日、日本の木材に対する関心が薄くなり、割山はもはや過去の出来事と考えられ研究対象として見做されなくなった。とはいえ、地域団体による地域資源管理の

\* 新潟大学名誉教授・フェロー

重要性が決して減じているわけではない（中田 1993, 2005）。近年のコモンズ論の重要性を考えると、地域社会の持続可能性の観点から、地域社会にとって割山等共有林が有してきた意味を確認することは意義あることである（Ostrom 1990；井上編 2008；佐藤 2010）。

上田市上塩尻区における入会林と割山については、既に小林計一郎が 1950 年代初期に執筆している。小林が南条村との近世の入会についての山論（小林 1951a, 1951b）と明治 10 年から 39 年まで続いた南条村との入会地訴訟（小林 1952a）、南条以外の入会と割山についてそれぞれ史料を翻刻紹介しつつ明らかにしている（小林 1952b）。2007 年には野口喜久子が「塩尻時報」と明治の割山関係の行政資料を用いて上塩尻区の割山について明らかにしている（野口 2006, 2007）。野口の論考は、特に明治 42 年の新割や大正 4 年の「上塩尻区有土地管理規定」を明らかにしている。なかでも小林の研究は、上塩尻の割山研究に寄与するところが大きい。

本稿の目的は上田市上塩尻自治会による割山管理の変化を歴史的に明らかにすることである。その際、小林と野口による上塩尻の割山の先行研究を検討するとともに、両者が扱っていない資史料を提示し、上塩尻自治会による割山管理の歴史的変化を明らかにする<sup>1)</sup>。なお、上塩尻自治会の組織の変化については既に論じているので本稿では省く（Sato 2019；佐藤 2020, 2021）。また上塩尻区有林については、紙幅の関係上別稿で論じることとする。

1) 野口の 2006 年の配布資料と「明治 8 年割山反別下調帳」は山壽忠男氏保管書類、馬場直次郎家文書「天正より 記録帳下」、および佐藤嘉三郎家の割山文書は長谷部弘氏等によって上田市立博物館で撮影された写真である。それ以外の史料は、上塩尻区文庫蔵に保管されている文書を筆者が撮影したものである。

## 1 万延元年の割山議定書

### 1.1 佐藤嘉三郎家文書の「村内家名永統割山元帳」

上塩尻村が作成した万延元（1860）年の「村内家名永統割山元帳」（以下、「旧割山元帳」と略記）は 3 冊ある。このことは、佐藤嘉三郎家所蔵の「旧割山元帳」の最後に記されている。1 冊は村役所附、2 冊目と 3 冊目は割山惣代帳元（佐藤善右衛門と佐藤次郎八）の 2 人が所持していること、帳元友人として庄屋 1 人が連署連印している。このうち、本冊子が村役所附であることも記されている。佐藤家の文書は木箱に納められており、木箱の表には「村内家名永統割山元帳」という文言が、木箱の裏には 2 人の庄屋と 2 人の帳元の名前がそれぞれ記されている。筆者は、上田市立博物館所蔵の佐藤嘉三郎家文書の中の「旧割山元帳」（以下、佐藤家文書と略記）と上塩尻区文庫蔵文書の中の「旧割山元帳」（以下、文庫蔵文書と略記）の 2 冊を確認している。文庫蔵文書には、「旧割山元帳」が 3 冊あること等は一切記されていない。佐藤家文書には付箋が少ないため、万延元年時の最初の姿をよく示している。それに対して、文庫蔵文書は数多くの付箋が張られており、万延元年時以降の変化をよく示している。両者の割山議定書の文言は同じである。しかし、付箋の数が相違する。また、佐藤家文書には署名の上に朱色で割山区画番号が記してあるが、文庫蔵文書にはそれがない点等が異なる。はじめに佐藤家文書、次に文庫蔵文書の順に内容を検討する。

佐藤家の「村内家名永統割山元帳」は、木箱に入っている。木箱の表面に「万延元年庚申閏 3 月 村内家名永統割山元帳 上塩尻村」と記され、箱の横下には「割山元帳」と記されている。冊子には木箱の表紙に記載されているものと同じ文言が記載されている。さらに 1 枚目も同様のことが記載されている。表題の記載は佐藤家と文庫蔵も同じである。以下、佐藤家文書

の構成について取り上げる。

この「旧割山元帳」の中で最初に出てくる文章には、嘉永5（1852）年から村では家名が成立し相続した秣場の内野山腰通を家別にだんだん割山にし、村中で相談し野山境を堀切り割地にしたので藩主に届け出たことが記載されている。この文書の最後に1人の庄屋、3人の組頭、2人の長百姓、5人の耕作世話役代人代、4人の惣代が署名している。これらの役職者は、嘉永5年時の村役人であろう。ここでは、署名を家名ととらえずに名前ととらえた。その理由は、なかには家名もあるが、他方で分家する前の次三男等の名前や世帯主の名前を記したものが多く見られるからである。

その後、割山区画図が続いている。割山区画図に東と西という記載はないが、最初に西、次に東が地域別にまとまって記載されているようである。西が81葉、東が76葉ある。西の最後だけ西99番、西100番、西101番と西が付いて記載されている。西は地番の最後が101番、東は最後が123番、そのほか1番と2番がある。東の途中100番だけ1か所で順序が異なり、83番と84番のあいだに記されている。都合226割山区画がある。また、朱色で「引受止宿」と肩書に記されている人が1人いる。そのほか肩書に「引受」と記されている人が1人、「次男」が4人、「名前代判」が3人、「組合代判」が2人、朱色で「名前名分」が1人いる。全体で付箋は6人に貼られていて、いずれも「慶応3卯年4月渡」と記されている。付箋には「次男」が1人、名前のみが4人いる。そのほか、1人だけ付箋に何も記されてない。割山区画図に記されている肩書は、以下にみるように、署名に記されている肩書の数と一致しない。区画図では肩書の一部を省いていることが分かる。また、図面には区画面積が記されていない。

割山区画図の後に割山議定書が記されている。議定書を定め届け出た理由として、安政3（1856）年から徐々に割地にして万延元年まで

に残らず鬮を引いて割り渡したので、議定書を取り交わしたと述べている。この文書の最後に記されている役職者は万延元年時の村役人である。割山議定書の内容は、小林が既に翻刻しているように（小林1952b）、家名を相続し割山を油断なく手入れすること、ゴウロ転石がある場合は余分に割ったこと、相続人がなくて潰家になった家を取り立てる場合は親類組合が「引受」て地所の手入れをし毎年金1円を「村方永続金」として「年番」に差出すこと、死絶他出して誰もいない場合は親類組合が「引受」て手入れし積金を同様に払うこと、そして「次男三男分家可致分茂夫迄之所年々積金同様之事但其名前之分別段永続積金等有之者ハ格別之事」等が記されている。割山議定書で決められていることの中で注目されることは、次三男が分家するようであれば事前にその人の名前でも「永続積金」をすれば割山を割り振っていること、潰家や死絶他出のときは親類組合が責任を負い年番に村方永続金を払うこと等である。ここで言う「組合」とは五人組のことである。また、できるだけクヌギを植えて桑や楮は植えないこと、各自が自分の区画の立木を怠りなく手入れをして植樹すること、万一ほかの人の土地を荒らし後で見つかった場合は当人は薪を3駄ずつ村の郷倉と相手の地主に納めること、荒らしを見逃した場合は薪1駄を郷蔵に納めること等が記されている。これらの文言は文庫蔵文書と同じである。これらの内容から、割山にしたのは各自が薪を取るためであること、くわえて植林を育成するためであることが分かる。

最後に、署名が続いている。庄屋2人、組頭3人、組頭代役2人、長百姓2人、引受帳元2人、惣代7人の合計18人の役職者が署名している。惣代のうち苗字がある人が4人、ない人が3人いる。この18人の役職者は後の署名欄と同じ名前が見られ、かつ上に朱色で記されている地番が同じ人が4人、名前は別であるが地番が同じ人が1人いる。5人が同一人物で同じ場所を

借りていると判断される。その後に、署名している人が217人いる。また、署名の最後に記されている人が地番東113番であるから、万延元年以降に記載された名前はないことが分かる。

佐藤家文書の217人の署名欄に名前の上に朱色で地番が西何番、東何番と記されている。ここから割山が東西に分けられていたことが分かる。その地番を確認した結果、以下のことが言える。区画図には地番は西101番、東123番、それと2番を加えた226番ある。しかし、署名の上に記された地番には東の10番、43番、55番、60番、99番の地番がない。また、重複して記されている地番が15あったほか、役職者と署名欄に記された217人のうち同一の地番を有している人が帳元1人と惣代4人の5人いた。このことから、署名者数から割山の区画数を考えることは無理があると言える。

署名欄に苗字が記されていない人でも、区画図に苗字が記されている人が1人（塚田）でてくる。署名欄で塚田の同じ印形が押されている人が2人いて、その2人は名前だけで苗字の記載がない。最初の名前の上に朱色で塚田茂平と小さく記されており、次の人はその人の「同人引受」と肩書が付いている。最初の人が茂平の跡継ぎで、後者は前者と親子か兄弟の関係にある可能性が高い。

結局、万延元年の割地数は226、割地を利用している人は226人ということになる。小林は割当箇所が224としている。最後に追加されている2つの割地を忘れたのかもしれない。上野尚志(1811-84)は、嘉永5(1852)年に割山を200に割り、「見戸」190戸に200-300坪ずつ分けたと記載している(上野1949:218)。「見戸」が何を意味しているのか不明である。また、上野が記している数は端数が切られているように思われることから伝聞を記している可能性がある。野口は「旧割山議定書」の割山数は226、割山利用者数は226人、図面は79葉、「引受」は44人と記している(野口2007:65-6)。

後述するように、野口の「引受」の人数は訂正を要するだろう。小林は図面の枚数や署名数については何ら言及していない。

佐藤家文書の最後に署名が続いており、署名者が217人いる。そのうち、名前の肩書に「名前引受」「同人引受」が41人、「引受止宿」が1人、朱色で「引受」と記されている人が1人いる。「引受」は都合43人になる。「引受」の中に1人だけ苗字が記載されている人がいた。また「同人弟」が1人、「名前次男」「同人次男」が11人、「同人三男」が1人、「名前代判」が3人、「組合名前代判」が2人、「名前名渡」が1人、朱色で「名前分」が1人いる。区画図より署名欄のほうが肩書が詳しく記されていることが分かる。また、全員の下に印形が押されているが、肩書が「名前引受」、「名前次男」等の人とそれが記されている人と同じ印形が全員押されている。「同人引受」「同人代判」の「同人」は前に記している人という意味であり、当該者と同じ印形がいずれも押されている(ただし、3人だけ異なる印形が押されていたが、その理由は不明である)。そのほか、朱色で「上ケ地」と地番近くに記されているものが7つある。そのうち5つは「同人引受」、あとの2つは「名前代判」と「同人弟」がそれぞれ1つずつある。「上ケ地」は返された場所を意味し、返還された場所を改めて割り当てたものと推察される。また、朱色で上に名前が記してある場合が21あり、これらは親や兄弟、親類の名前が記されているように思われる。文庫蔵文書には付箋がすべての人に張られているので、これらのことは文庫蔵文書では分からない。

さらに役職や署名全員の上に朱色で地番が記されている。これが文庫蔵にある「旧割山元帳」と大きく違う点である。誰にどの場所が配分されたのかが区画図以外の署名欄でも分かるようになっていた。署名の後、「慶応3年卯4月上ケ地分割渡」の人が5人記されている。すべて「上ケ地」であり、この5人は区画図に張られ

た付箋に名前が記されている。このうち、肩書に「次男」が1人、「引受」が1人ずついる。上に朱色で割山区画番号が記されているが、下に印形はない。文庫蔵の「旧割山元帳」には慶応3年だけでなく、昭和3年まで割り渡した名前が記載されている。

佐藤家文書には、区画に記載された名前に苗字が記されている場合と記載されていない場合がある。また、「旧割山元帳」の署名欄に苗字が付けられているのは、佐藤が6人、清水が7人、古岩井が2人、馬場が1人、春原が2人、杳掛が1人の計19人いる。それ以外の苗字があるにもかかわらず記載されていない（長谷部弘ほか編2009：60-5）。区画に苗字がある人は、署名欄に苗字が付いている人だけである。苗字が記載されていない人は、公的に苗字の使用が認められていなかったため、公的文書で使用できなかったからであろう。「名前後家」の肩書がある人が1人いるので、後家が1人いることが分かる。

## 1.2 文庫蔵の「村内家名永続割山元帳」

続いて上塩尻区に保管されている文庫蔵文書を見る。最初に記載されている文章の内容と嘉永5年時の役職者が記されていることは佐藤家文書と同じである。

役職者の署名の後に、割山区画図が1番から順に記され図面の中に地番と名前等が記されている。付箋の上に区画面積が記されている場合とない場合がある。地番は1番から98番まである。98番は、最初に名前が記載されていたが、字下又の区画に付箋が貼られ、そこに「採石場」と朱色で記載されており使用している人がいなくなっている。続いて、西99番から西101番がある。その後、再び1番から順に番号が記載されて123番まである。途中、100番だけが順序不同で83番と84番のあいだに記されているのは、佐藤家文書と同じである。最後に1番と2番がある。これらを合計すると、結局、割山

の区画は226になる。図面が記載されているのは148葉、区画は226か所ある。西の98番には「採石場」と朱色で改称された付箋が貼られている。ここには佐藤家文書では「引受止宿」と肩書された人の名前が記されている。付箋には明治期に「採石場」に変えたと記されていることから、ここは割山の区画から外されたことが分かる。割山の区画面積はいずれも8畝から1反3畝までのあいだであり、各人の面積は同じではない。

文庫蔵文書には付箋がたくさん貼られており、万延元年時に記されていた名前等は見えない。そのため、文庫蔵文書では万延元年時の割山利用状況はわからない。付箋はいずれも昭和3年までが記されており、それ以降はない。佐藤家文書は、慶応3年までしか追加申請者は記されていないのに対して、文庫蔵文書は慶応3年以降の動きをむしろ知ることができる。

付箋に朱色や墨で記されている肩書がある。朱色で「相続人」と記されているのが14人、墨で「相続人」と記されているのが56人、「出寄留ノ為」と記されているのが2人いる。「出寄留」で移住している場合（明治17年と18年にそれぞれ1人）や改名等だけは朱色で書かれているが、「相続人」は墨と朱色の両方で記載されている。朱色で記載されているのは割山が返還されたことを示すと思われる。それゆえ、「出寄留」は既に割山を返還していると思われる。付箋に「上り山」と記されたか所が4つあり、名前が記載されていないところを見ると、これらは割山から外された場所と思われる。墨で「改名」と書かれているものと、「改名」と書かれておらず朱色で改名されているのが合わせて6人いる。

付箋に名前だけが記され肩書がなにも書かれていない場合は相続と考えてよいだろう。付箋は相続がもっとも多い。他方、「割渡」「渡」「割当」等と記されている場合や「交替」「交代」と記されている場合は新たに割り直して配分さ

れたことを示している。「交替」、「交代」は同語として用いられており、それらは前の利用者から返還された後、割山を割り振ったものであろう。他方、「交換」は「名前ト交換」と記されていることから、相互の都合により個人的に交換した場合と推察される。小林が昭和27年時では割山の「交換も許されていない」（小林1952b: 20）と指摘しているが、実際には個人間で早くから「交換」があったように思われる。付箋に「寄留」と朱色で書かれた人が2人いて、その年時はいずれも明治17年と18年である。朱色で記載されていることから出寄留者が割山を返還していることを示していると推察される。付箋にはすべて印形が押されていない。

署名欄のうち、名前に「親類名前代判」という肩書が記載されているのが2人、「組合名前代判」が3人、「名前引受」が4人、右上に名前だけが記載されている人が1人いる。「引受」「親類代判」「組合代判」と記載された名前と「引受」た名前とは同じ印形が押されているのは、佐藤家文書と同じである。佐藤家文書と比べると、肩書が記された人はさきわめて少ない。また、佐藤家文書には「親類名前代判」という記載はなく、「名前代判」と記され親類が表記されていない。文庫蔵文書では、「組合名前代判」の1つに付箋が貼られていた。「親類名前代判」「組合名前代判」というのは、代わりに親類や組合（五人組）の誰が責任をもつことを意味している。「代判」した人とされた人が親類や同じ組合のメンバーであると解釈される。

小林や野口が言及していない馬場直次郎家に保存されている史料「天正より 記録帳下」（年時不詳）を取り上げてみてみよう。そこには以下のことが記されている。大村は割山に近く薪や干し草を村林明神林西山林あたりに積み置いているが、本宿と新屋の集落はこうした場所がないため難渋しているため、新たに場所を割り振ってほしいという依頼を組頭の春原茂右衛門、長百姓の馬場忠兵衛をとおして願ひ出してい

る。また、大沢のあたりはいつ増水が起こるか分からないため、松木立を5年10年で切ることを認めてほしいという願いが出ている。これらいずれも判頭（五人組の頭）の寄合で「一統承知」されている。かくして嘉永5（1852）年2月にようやく山図面ができ野山の境、社地、寺持林、村方持林の境を掘り切りしたが、差し支える出来事が生じた。それらを解決して安政3（1856）年2月に割山の割り振りを始め、最終的に都合200番まで割置きし、1人者や後家等入れて181軒村中割渡して3月23日に完済した。その後、次のことが記されている。

「東之手 黒岩ノ沢之西方大平持越八ひき日かけ平割山頭取4人西之方原字土沢小や場岡か之□平割山頭取（5人）庄屋（1人）組頭（3人）長百姓（2人）役代（5人）村中相談之上長平大平大道下1,800坪程長平坪8,000坪斗有之右之場村林ニ成」（数値は算用数字に訂正した、名前を省略して人数のみを記した）。

この文書「天正より 記録帳下」から、安政3（1856）年より割山にしたこと、200番まで割置きしたこと、割渡したのが181人いること、それゆえ割山数と利用者数とが異なること、判頭の寄合で物事が「一統承知」して決められていること、割山が東と西に大きく分けられ地域ごとに割山頭取がいること等が知られる。割置き数や割渡した人数については年時が不明なので、本稿では問題にすることはしない。

## 2 旧割の新規申請者

万延元年の「旧割山元帳」の図面と署名に付箋が貼られている内容は既に前節で検討した。文庫蔵文書には、慶応年間以降の割山追加申請者145人の名前が記載されている。次に、この新規申請者の検討をおこなう。上塩尻の人びとは、万延元年時の「旧割山元帳」による割山を旧割と、明治42年時に新たにつくられた割山を新割とそれぞれ称しているため、本稿でも以

下旧割、新割という用語を用いていく。

文庫蔵文書には、慶応3年から昭和3年に至るまで随時「割渡」145人が追加記載されている。年代順でみると、慶応3年では5人のうち「引受」が1人、「次男」が1人、明治2年には2人中「引受」が1人いる。また、慶応と明治2年には、7人すべてが「名前分上ケ地」と記載されている。「上ケ地」は誰かが使用していたが、後に上塩尻村/区に返還された土地であることを意味している。慶応年間から明治23年まで名前の上に朱色の割印が押されている。その後、明治41年まで朱色の印が押されているが、大正7年以降それはなくなる。

慶応3年と明治2年の時点では苗字が記載されていないが、明治7年以降は「引受」「次男」等々の肩書は一切記載されていない上、全員名前だけが記載されている。明治3(1870)年9月19日に「平民苗字許可令」が布告され、さらに明治5年5月7日に現在の「氏名」にあたる形が成立したが(尾脇2021:256)、国民全体に浸透せず、明治8年2月13日に「苗字必称義務令」が公布されるに至ってようやく日本全国で国民が苗字を公的に名乗ったと考えられる。実際、明治8年の「割山反別下調帳」には全員の苗字が記載されている。

旧割に新規に割山を申請している人数を年号順に列挙すると、慶応3年に7人、明治2年に2人、同7年に9人、同13年に10人、同15年に3人、同18年に2人、同20年に1人、同22年に30人、同23年に3人、同26年に6人、同29年に6人、同33年に9人、同36年に6人、同37年に7人、同40年に8人、同41年に6人、大正7年に3人、同9年に10人、昭和3年に17人が追加されているので、合計145人いる。明治22年に30人と一挙に増加している。これは上塩尻村が合併して新しく明治21年に塩尻村になったのを機に、旧割山が制度的に区有財産に変わり新規利用者が増加したのではないかと推定される。旧割の中で割り当てられた場所

は226であり、新規は145ある。新規申請数にはそれまで借用していた割山が返還され、その後には割直されたものと思われる。

文庫蔵文書では最後の署名欄の名前の上に付箋が貼ってあるのが9人いる。佐藤家文書では、署名欄に付箋が貼ってあるのは1人もいない。このことから、この9人は後にとりやめたことを物語っている。

小林と野口が言及していない「明治8年 割山反別下調帳」という史料には、名前が記載されている人が221人いる。万延元年には割山が226に割られ利用者は226人いたので、明治8年の割山利用者数が減少していることが分かる。221人のうち、ひらがなの名前の人、つまり女性と思われる人が12人いる。安政2(1855)年に1人者や後家に割山を割り振ったことが先の「天正より 記録帳下」に記されている。後家は、夫が死亡し妻が家の家長になっている場合であろう。このことから、明治8年においても婚姻前の1人者や後家が家を相続して割山の配分を受けられていることが分かる。

### 3 明治42年の新割

明治政府は明治32年から国有林野特別経営事業を開始し、その活動資金を得るために、明治32年8月3日に「不要存置国有林野売払規則」を農商務省令第27号として交付した。その際、原則的に縁故者へ不要存置を販売することが想定されていた。野口が既にこれについての経緯について詳細に紹介しているので、本節では野口が提出している史料を一部用いつつその経緯について説明する。『塩尻月報』第6号(明治41年12月1日付)に、月報の編集者は払い下げられた国有林を民有林にすることへの懸念を述べている。

這般上塩尻区会に於て国有林払下に要する出途方法に就て協議せられたる由、内容は知る事を得ざるも、民有林に接近せる場

所約三十間通りを売却し以て購入費用に充当する提案なりと謂う

果して以上の如くなりせせば（ママ）、容易ならざる大問題にして、上塩尻区の休戚に関する吾人は其事実からざるを信ぜんと欲す

代議機関としての区会なるを以て議決の機能を有するは勿論なるも如斯重大問題に對しては慎重なる考慮を以て萬全の策を講ぜられん事を切望す

（塩尻村誌刊行会 1979：10）

その1か月後の『塩尻月報』第7号（明治42年1月1日付）で、当時の編集者は懸念の具体的な内容を説明している。

国有林払下地処分及び出途方法は上塩尻区の休戚に関する大問題なれば慎重審査の上決定せられん事を吾人は前号紙上に希望し置けり今や上塩尻区民諸君は此問題に就き必ずや研究せられたるなる可しいでや吾人も上塩尻区の一員として此問題に就いて懐抱せる意見を披露せんと欲す

上塩尻区の協議会に提案せられたる者は全町歩の内約二十町歩を割山となし壺戸当五円を賦課し三十町歩はま草場と成すか若しくは民有林に接近せる約三十間通りを売却するものなりと謂ふ

売却の不可なるは何人も認むる所にして最早論ずる価値なし何となれば先年秋和区に於て割山と成さず各戸に分配せるに数年ならずして生計の困難なる者は多く之を売却せる結果所有主二三に収着せると謂ふ聚中必ずしも不可なしとするも漸次盗伐者を増加し社会の秩序を紊乱する虞あり断じて不可なり（以下、省略）

（塩尻村誌刊行会 1979：13）

この編集者は、秋和区で国有林が払下げられた際各戸に分配したら、貧しい者がそれを売却

した結果、所有者は2-3人になり、盗伐も相次いでいるという事例を引用しつつ、払下げられたうち20町歩を割山にし30町歩を秣場にすることを提案し、国有林を割山にするべきであるという論陣を張った。市場化がかなりすすんでいるため、秋和区に見られるように割山にしないで私有地にした場合、貧しい人はその場所を売却してしまうことを具体的に示している。幕末には既に薪炭や肥料の購入等、日常生活用品がかなり市場化されている。

塩尻村は市制町村制によって明治21年に上塩尻区、秋和区、下塩尻区が合併してつくられた。塩尻村は、明治42年に長野大林区署長山林事務官に対して「山林売却願」を提出している。村長は、その理由書の中で山林を売却してその代金で小学校を建設したいという趣旨を述べている。「本村ハ明治40年度ヨリ同41年度ニ跨リ小学校校舍新築ノ為多額ノ費用ヲ要スルニ依リ林野特売当時ノ目的ハ明治42年度ニ於テ代金ノ3分ノ1ヲ村税ニテ増徴シ其他ニ3分ノ2ハ明治43年及44年ノ両年度ノ村税ヲ以テ償還スルノ見込ヲ以テ村債ヲ起シ代金ヲ払込ム予定ナリシモ本村校舍新築当時ハ一般経済界ノ順境ニ伴ヒ建築材料及工賃等非常ニ暴騰ヲ来シ予想外ニ建築費ヲ要シタル為現今ノ1万1,700円ノ村債ヲ存シ明治45年度に至ラザレバ其償還ヲ終ルヲ得ス之ニ加ヘ本村内唯一ノ持参タル蚕業不振ノ為経済上一大打撃ヲ蒙リ此上多額ナル村税ノ増徴及重ネテ村債ヲ起ス等ノ如キハ現今ノ情況ニ於テ到底村民ノ負担ニ堪ヘサル所ナルニ依リ前陳ノ如ク縁故転売ヲ適当ナリトシ且ツ村財政管理上困難ヲ恐レ本村会に於テ該決議ヲ為シタル所以ナリ」（漢数字を算用数字に、旧字を新字に訂正した、野口、2006、配布資料から作成）

塩尻村長は長野大林区署長山林事務官に「不要存置国有林林売却願」を提出している。国有林の売値が最初調査した際の値段より増額され、金額は7,800円にのぼった（表1）。そのた

表1 長野県による不要存置国有林野代金の変更

場所	明治40年8月24日 修正前	明治40年8月24日 修正後
上塩尻字虚空蔵山	874円58銭2厘	2,350円
下塩尻字裏山	274円76銭1厘	1,000円
秋和字弥陀平外3カ所	1,147円40銭4厘	4,450円

出典) 野口, 2006, 配布資料から作成。

め、国有林の購入費が塩尻村の財政を圧迫し、各区に一部を売却することになった。

当時の塩尻村長は払い下げられた国有林の一部を各区に売却する理由を以下のように述べている。小学校の校舎を新築したが、材料費が高騰したため多額の費用を要した。そのため、村民の負担になる多額の村債を発行して賄ったが、残債を明治45年までに償還できないため、払い下げられた山林のうち171町余を各区に転売することにし27町9反余を村の基本財産にしたと。

明治40年11月10日に払い下げられた国有林の場所と面積、村有存置林は表2の通りである。秋和は弥陀平がすべて村有林に、丸余と立岩、堂平はすべて区有林に、上塩尻は72町余のうち60町4反26歩を区有林に、12町4反7畝10歩を村有林に、下塩尻は25町2反2畝18歩を区有林に、5町3反9歩を村有林にした。かくして、塩尻村は27町余を村有林にし基本

財産の充実に充てた。なお、表1および表2で「裏山」と記されているのは、下塩尻地域の小字名である。上塩尻区の字名に「虚空蔵山」と記してあるが、上塩尻の人は虚空蔵山の山頂より南側全体を「裏山」と呼称している。以下、本稿で用いる「裏山」という呼称は上塩尻区の人びとによる通称である。本稿では、場所としては下塩尻区の人びとが「裏山」と呼称している場所を含む虚空蔵山全体を指している。

上塩尻区は払い下げられた国有林のうち旧割に接続した約35町7反9畝27歩を明治42年に割山とし、上塩尻区有土地管理規定の定めるところに依り区民に貸し出すと定めた。万延元年時の旧割に対して、これを新割と称している。新割の文書は「明治42己酉年4月 家名永続割山元帳 塩尻村上塩尻区」(以下、「新割山元帳」と略記)と表書きされた和綴じ本である。「明治四拾丁未年拾壹月拾日払下ケヲ受タル國有林野ノ内上塩尻区旧割山接続地約參拾五町七段九畝貳拾七歩ヲ割山トシ上塩尻区有土地管理規定ノ定ムル所ニ抛リ其区民ニ貸渡ス事トス而シテ之レガ処理方法ハ総テ区有土地管理規定ニ依ル若シ諸規定ニヨリ難キ場合ハ区会ノ決スル所ニ依るモノトス 明治四拾貳己酉年四月拾四日」と書かれているほか、「副本」と墨書されている。次の頁にも表紙があり、ここには朱色で「副本」と書かれている。

それに続いて、塩尻村長、上塩尻区長および割山委員6人の連名で「新割山元帳」が作成されている。「割山頭取」に代わって割山委員という役職が明治期以降新たにつくられたことが知られる。この史料の文面は、管理はすべて上

表2 国有林の払下げを受けた場所と面積と村有存置林

大字	字	反別	そのうち 村有存置林
秋和	弥陀平	10.1313	10.1313
秋和	丸余	41.6922	
秋和	立岩	24.7303	
秋和	堂平	19.0513	
上塩尻	虚空蔵山	72.8806	12.471
下塩尻	裏山	30.5227	5.3009
合計		199.0084	27.9102

注) 面積の単位は町、歩である。

出典) 野口, 2006, 配布資料から作成。

塩尻区有土地管理規定によるが、それが困難な場合は、区会で決めること等というものである。

続いて、番号と面積、名前が記載された1番から237番までの一覧表がある。そこには区画図はない。1番は名前がなく、2番から名前がある。1, 10, 109, 117, 135, 145の6か所に朱色で「石間」とあり名前の記載がない。この6か所は後で未使用になったのであろう。朱色で「石間」とあるが、名前が記載されているのが136番と144番の2か所ある。27番は朱色で「工場」と記載されており、何かの工場があったと思われる。付箋の上に「上り山」と墨で記載された場所が1か所ある。「上り山」等と記載されている付箋の下に名前の記載が確認できる。ここは未使用に変わったのであろう。168番には「除載 7反2畝7歩、御神楽コーロ新屋組貸地」と記載されている。新屋組は集落名称であるが、「御神楽コーロ」という名称から、新屋の人が御神楽をしていた場所ではないかと推定されるが、定かではない。以上から、237か所のうち、後で7か所が未使用になっていることが分かる。

237番までのうち付箋が貼られた箇所は141ある。付箋は名前欄にあり、付箋には名前だけが記載されているものが多い。番号と面積欄には付箋はない。名前欄の付箋には「交換」あるいは「割渡」と記載されているものがある。「割渡」された時期は明治42年から昭和11年までである。面積は1反5歩から3反8畝6歩までと幅がある。

区画面積は、新屋組に貸与されている「御神楽コーロ」が7反2畝7歩と大きく、ついで1号が5反5畝5歩と大きい借り手がない。大石があるゴウロ/コーロは樹木の植栽に適していないからであろう。場所によってゴウロ/コーロ等があり、区画面積は一律に同じではない。苗字は消されず名前だけが書きかえられている人、つまり相続人と思われる人が13人いる。また、付箋に「割渡」「渡」と記載されて

いる人が18人、「割当」が1人いるが、前に記載されている人と苗字が異なることから割直した場所であることが分かる。「交替」「交換」と記載されている人が41人いる。「交替」「交換」は付箋の下と苗字が違うことから、割直したものであることが分かる。割山が相続人によって継承されてきたこと、また人が交換、交代が頻繁におこなわれたようすが知られる。

新割の面積は合計35町7反9畝27歩と朱色で記載されている。その後、割山区画として新横辻106番に1反1畝歩と記載されている。しかし、後のほうの区画図に横辻の106番は順番通りにある。最後の106番の区画図には105番と107番と両端に記載されていることから、この新横辻が新しく106番と交代したように思われる。新割の区画は237番まで割り振られ名前が記載されている。これを番号順に場所を整理したものが表3である。

新横辻の後に、字東山1番から字西山の237番まで区画の図面が続いている。先の番号と名前が記載された場所がどこかを図面で具体的に示した図面である。図面は63葉、63区画ある。図面には字名と番号、石間やコーロ等と記載され、名前は記載されていない。表3では、同じ字に区画が複数あるため、それを区別するために筆者が区画に番号を便宜的に付し区画1, 2, 3, 4, 5, 6, 7としたもので、それは単なる形式上の記載に過ぎない。

新割の区画は237か所あり、前の番号に沿って図面に記載されている。図面には名前が記載されておらず、墨で字名と区画の横縦の幅が、朱色で番号が記載されている。27番はコーロと墨で記載され、朱色で「工場」と記載されているほか、「昭和3年旧割へ変更」と記載されている。なお、朱色で記載されている名前はない。図面には石間やコーロ、穴、岩が記されており、岩がとても多いことが知られる。

割山の区画は旧割が226、新割が237あるの、未使用を含めて合計463ある。後で新割か

表3 新割に追加されている区画の字名と番号

字名	区画 1	区画 2	区画 3	区画 4	区画 5	区画 6	区画 7	区画 8
横辻	106 番 名 前 無、新 横 辻 に変更							
東山	1 石間	2-5, 6-10 石間	11-14, 15 岩- 18 コーロ	19-21 岩	番号無コー ロ休場			
朝日	22-24	25-26	27 コーロ・工 場	29-35, 28, 42 岩	36-41	43-49	50, 53-55, 58, 59	51, 52, 56, 57, 60
持越	61-64	65-68	69-73	74-79	80 岩-85	86-92		
横辻	93-96	98, 99, 102, 103, 108	97, 100, 101	104-107				
大岩下	109 石間	110-113	114 岩-116 岩, 117 石間	118-120				
袖東平	121-124	125	129-131	126 石間, 127, 128	132-134, 135 石間	136 石間, 137-139	140 岩, 141	
袖西平	142 岩	143, 144 石 間	145 石間, 146-149	150-152	153-155 岩			
東母子	156-158 岩	159, 160	161-163	164 岩, 165 岩, 166	167	168 御 神 楽 コーロ	169 岩	
中母子	170, 171 岩	172, 173 岩・ コーロ	174-177 コー ロ	178 コーロ- 180	181-184	185 穴 コー ロ, 186 穴 コーロ, 187		
西母子	188, 189 コー ロ, 190 コー ロ, 191	192-195	196-199	200, 201 コー ロ, 202	203 岩-205	207 岩, 209, 211, 214		
狐落	206, 208, 210, 212, 213, 215	216, 218, 220, 222	217, 219, 221, 223-225					
西山	226-231	232-237 岩						

注) 27 は「昭和 3 年旧割へ変更」と記されている。袖東平に無番で「石間」がある。  
出典) 「明治 42 巳酉年 4 月 家名永統割山元帳 塩尻村上塩尻区」より作成。

ら旧割に変更した場所が 1 か所あること、利用するのをやめた場所が 7 か所あることが分かった。昭和 32 年時で割山借用户が 319 人であるから、そのときまでに使用されていない割山数が 140 近くあることが知られる。

「塩尻月報」第 10 号(明治 42 年 2 月 6 日)に「上塩尻区会録事」と題した記事が掲載されており、そこに地代を借地料と改称すること、割山地上権者は管理者の開墾許可を得て開墾すること、および字鉢額の区有林を座間神社に寄付することが上塩尻区会で議決されている。「1 月 26 日左記の件々を議決す 上塩尻区有土地管理規定中第 2 章第 8 節に地代とあるを借地料と改正す同第 13 條の次へ第 14 條として左記の

件を加ふ割山地上権者は管理者の承認を得て管理者が開墾許可の手続きを了承たる上開墾することを得此場合に於ては区会の決議を経て借地料を更定するものとす上塩尻字鉢額 2283 番口号山林反別 9 畝 21 歩を上塩尻区より座間神社へ寄付するものとす」(塩尻村誌刊行会 1979: 34)。明治 42 年に新たに新割がつくられたのを契機に、旧割を含めて割山に関して「上塩尻区有土地管理規定」をもうけ、開墾にあたっては管理者に申し出ること、区会の場で借地料を決めていること、また借地料を徴収していることが、この記事から伺い知れる。

#### 4 大正期の割山

「大正4年卯12月 家名永続旧割山図面」と「大正4年卯12月 家名永続新割山図面」という文書がある。この文書の存在は、大正4年に旧割と新割の区画と名前を記入した図面が新たに作成されたことを示している。旧割には字11か所、新割には字12か所に各区画に番号が朱色で、利用者の名前が墨で記されている。付箋が貼られたものはなく、印鑑はひとつも押されていない。この時、「小県郡塩尻村上塩尻区有管理規定」が作られている。野口がその規定を紹介しているので、その内容を見ておこう。1、分家は満1年、他市町村から転籍者は満5年で、請求により旧新割山各1区画を貸与する。2、貸地料は毎年1割に付き、旧割50銭、新割20銭を徴収する。3、利用者は植樹をし満5年以内に林相を形成する義務があり、しない人は割地を返還する（野口2007：63）。大正4年の規定は、明治42年頃の割山に関する「上塩尻区有土地管理規定」を踏まえて作成されたものと推察される。今後、大正4年の規定の中身についてさらなる検討を要する。

表4は「大正4年卯12月 家名永続旧割山図面」に記載事項を整理したものである。

大正4年時の旧割山数をみると、字東山の2か所、字持越ノ1から字日影平ノ2までが123、字原から字下又・字母子までが101か所あり、計226か所に割られている。番号はないが、名前が記載されている区画3か所には「区有」と朱書きされているが、この3か所は字原から字独活沢に場所が変更になり、後に1か所で利用者がいなくなったと思われる。これら3か所に番号がない1か所を合計すると230か所になる。当初の226か所から4か所増えている。結局、大正4年時の旧割山数は230になる。

表5は「大正4年卯12月 家名永続新割山図面」に記載されてある事柄を整理した表である。合計すると237か所に割られている。1番と10番は「石間」であり、名前が記載されていない。字西母子に205の横に乙205番が追加されており、ここには名前が記載されている。したがって、大正4年時の新割山数は236に割り振られていることになる。新割の割山数が当初237か所から2か所未使用、1か所増で236に減少している。

大正4年時では、名前はいずれも個人名が記されている。名前の上に付箋はなく、直接名前が消されて書き直されている場合がたくさんある。これらは相続したか、交代したのであろう。

表4 大正4年卯12月 家名永続旧割山図面

字名	通し番号	追加・除外番号	備考
字持越ノ1	1-39		
字持越ノ2	40-60	99が追加されている	
字日影平ノ1	61-87	100, 123が追加されている	
東沢	1, 2		
字日影平ノ2	88-122	99, 100を除く	
字原	1-39	35, 36, 37を除く	3か所に番号がなく名前が記載されていて「区有」と朱書されている
字独活沢（ウドツサワ）	40-64	35, 36, 37が追加されている	3か所で名前が消され、書き直されていない。うち1つに「区有」と記載あり
字長平・字母子	65-89		
字下又・字母子	90-101		番号がないのが1か所ある

出典) 「大正4年卯12月 家名永続旧割山図面」より作成。

表5 大正4年卯12月 家名永統新割山図面

字名	通し番号	追加番号
字東山	1-21	1, 10は名前の記載なし。
字朝日	22-60	
字持越	61-92	
字横辻	93-108	
字大岩下	109-120	
字袖東平	121-141	
字袖西平	142-155	
字東母子	156-169	
字中母子	170-187	
字西母子	188-205	乙205がある
字狐落	206-225	
字西山	226-237	

出典)「大正4年卯12月 家名永統新割山図面」より作成。

それらについては記載されていない。その時期も記載されていない。49番だけ女性と思われる名前が記載されている。

旧割は万延元年時に226か所に割られ、大正4年に230になり、新割は明治42年時に237に割られ、大正4年に236になっている。旧割と新割を合計すると、463か所から大正4年時では少し増えて466に割られていることになる。小林は昭和27(1952)年頃に全部で320余と述べていることから、大正4(1915)年以降割山利用者がかなり減少している。

大正11年時点で新割が35町余あるうち10町を稜場に、11町に植林すれば50-60年後には20万円の収益が見込まれると、当時の上塩尻区長は考えた(塩尻村誌刊行会1979:289)。入山料自家用支払者は18名、入山料販売用支払者は1名しかいないため、同年に貸付料を旧割が金1円、新割が金50銭、入山料自家用が金50銭、入山料販売用が金1円と改定した(同:304)。それまで旧割50銭、新割20銭と安かった借地料を、ほかの薪炭等を含めほかの日常生活用品の価格に併せて値上げしている。大正11年の時点では貸付料を旧割と新割とで別々に徴収し、しかも金額が相違していた

ことが分かる。稜場は峯の虚空蔵山より東側で、その西側は植林と補植を実施することにした。新割に関しては特例をもうけ、使用しない人からは返地できることに改め、植林と補植を実施することにし、植林をしない人からは返地してもらおうという新しい方針を塩尻村長は打ち出している(同)。

結局、上塩尻区長は上塩尻区会の議決を経て、大正12年よりむこう50年間にわたり区有林で「区有虚空蔵山字オツカナ平より下塩尻境迄を六区に分ち区内五人組をして造林組合を組織せしめ植付枝打ちより保護に至るまで一切を為さしむること」にした(同:370)。その趣旨は、造林が区有財産の増大と水源の涵養に資するからである。大正期には木材の商品化が拡大している。造林費用は各造林組合の負担とし、区は苗木を購入し苗圃を設置するほか、下草等の副産物を組合に交付し、組合はこれを平等に配分する。造林組合は交付金と副産物の販売をもって組合費に充当するという造林計画をたてた。

秋和区では造林組合を「伍長組合」単位に結成して既に造林している。上塩尻区の造林組合は五人組単位に、秋和区の造林組合は伍長組合単位にそれぞれ組織されている。伍長組合というのは近世の五人組を基盤にした隣組であり、どちらの区とも実質的に五人組を単位に造林組合を組織している。それに対して、下塩尻区は村有林を区有林にした際、区民より地代金を拠出して割山にして貸出している(同)。3つの区でそれぞれ区有林に対する取り扱い方が異なり、その相違が区有林を村有林にする統一を困難にさせている(同)。塩尻村は、3つの区の区有林の村有林への移管を求めたが、反対意見が強く実現することができなかった。

「昭和15年12月現在 上塩尻区五人組合名簿 土木委員」という史料には日にちごとに川、農道、山道、耕道、堰払へ労働力に出た状況が記されている。この帳簿には、出席の日にちに五人組合の伍長の印鑑が押され、出役できない

場合には代わりの日に労働出役が充当されていた。五人組合ごとに構成員の労働力が管理されている。大正 12 年に造林組合が五人組を単位に結成されている仕組みが昭和 15 年においても変更されていないことが分かる。

## 5 昭和期以降の割山

上塩尻区の県行造林について、予算の中で出てくるので少し説明しておくことにする。県行造林は、昭和 16 年に長野県告示にもとづく公有林野造林規則により定められ、南条財産区との入会地において昭和 19 年から開始された事業である（小林 1951a: 38）。以後、昭和 30 年代に南条と上塩尻とのあいだで紛争が生じたが、現在に至るまで県行造林事業は継続されている。

戦中の上塩尻区については史料がないため詳細は不明である。昭和 23 年時に、上塩尻区で割山の新規募集をしたところ 13 人希望者がいた。昭和 23 年 12 月 26 日に新割山希望者 13 人を集め抽選で決めている。地番の 263 番から 275 番まで割り振られ、割山料 250 円が 2 名、350 円が 7 人、400 円が 4 人いる。貸与された区画が一律ではないことが分かる。

次に、予算から区における割山の位置づけについてみてみよう。塩尻村が旧上田市と合併する前年昭和 28 年 6 月 10 日から 12 月 31 日までの上塩尻区の収入項目は、繰越金、借入金、割山及び貸地料、財産収入、雑収入、村助成金、協議費、県行造林助成金、繰越未収金がある。収入で多いのは、村助成金がもっとも多く、次いで協議費、県行造林助成金等の順に多い。区費が県行造林関係や割山関係、山道修理費、日当等に使用されている。塩尻村からの村助成金の内訳は、道路工事や水路工事、砂防工事、ホース助成等である。割山及び貸地料の内訳は、割山料 281 人分と 53 人分、郵便局貸地料、区有地貸地料 6 人分であることから、旧割と新割は

合計 334 人が借りていること、区有地を区民 6 人等に貸していることが分かる。

他方、支出は間伐代がもっとも多く 12 万余円、区有林売却代 2 人、山代金 2 人等がある。同時期の上塩尻区の支出項目は事務費、会議費、報酬手当、消防費、電灯費、諸税負担、繰出金、利子、雑費、管理費、山林費、県行造林費、土木費、次年度繰越金がある。支出で多いのは、土木費が飛びぬけて多い。土木は道路や裏山の工事等である。次いで消防費、県行造林費、報酬手当等の順に多い。

塩尻村は上田市と昭和 29（1954）年に合併した。その際、上田市とその前年（昭和 28 年）に取り決めた 15 項目の申し合せをおこなっている。その中で、村有財産は上田市に編入されたが、「部落有財産（山林）は財産区として存置する、土地建物は上田市の慣例による」とされた（佐藤 2020: 27）。地方自治法が昭和 22 年に制定された際に財産区が設定され、昭和 29 年に地方自治法が改正された際に第 209 条で財産区による入会林野の所有を容易にする体制が整備された。こうした変更が財産区にするという合意の背景にある。塩尻村有財産は上田市有財産に移管されたが、割山は合併後も財産区というかたちを取らずにそのまま区有財産として残されたのではないかと考えられる。「記録簿」の中に昭和 40 年 1 月 4 日に区会で上塩尻区財産区設置についての議題がある。その後の区会や引継ぎ等で財産区が全く取り上げられていないことから、この時に財産区にしなかったと推察される。さらに平成 3（1991）年に地方自治法が改定され自治会が法人格を取得することが可能となり、認可地縁団体として財産を所有することが可能になった。しかし、上塩尻自治会は認可地縁団体を申請せずに未認可地縁団体として割山を以前のままの区有財産として扱っている<sup>2)</sup>。

2) 長野県内の区有林は財産区として申請せずに未承認のままが少なくない（中川 1996）。

合併の翌年（昭和30年度）における上塩尻区の収入は繰越金、協議費、助成金、借地料、使用料、雑収入があり、区の支払には土木費、山林費、事務費、文化費、交際費、旅費日当、報酬、諸税、消防費、負担金、管理費、会議費、雑費、予備費の項目がある。山林費の収入は座間区有林手付金（競売）、その売却代、座間山林売却、袖松間伐代金、某所雑木林売却代、県行造林人夫賃として県助成金及び補助金、県行造林下草刈労務、市助成金及び補助金瓦礫外工事費労務代がある。その他、割山代金がある。他方、山林費の支出は魚代・酒代・鮎代（これらは労務提供者に対する一種の謝礼）、割山労務、入札立会、数か所の見積・境界立会・案内・検見、県行造林費（電話代・写真料・裏山境界調査費・造林下草刈り130名分・裏山図面見付・南条村境界確認・労務支出立会・出張手当・労務手当）、共有林境界旅費4人、割山調査費がある。

合併前と後の昭和28年と昭和30年度の区予算では、収入と支出の項目はほとんど変わっていない。山林費には入会林/共有林と割山関係が含まれている。ここでは割山使用料は割山代金として出ている。上塩尻区は、造林での植樹や間伐等の人夫として地域の人びとを雇用し人夫賃を支払っている。この時点では、上塩尻区が共有林や割山関係にも労力や資金を支出していることが分かる。昭和31・32年の「貸地料徴収原簿」によれば、合計319人が新旧割山を借りている。旧割新割の割山料が統一されたのは、昭和32年より後のことになる。

昭和58年度の収支においては、山林費の「貸方」（収入）の「雑収入」として県行造林懇談会南条負担分、山林伐採補償料（中部電力）、電柱敷地料がある。他方、「借方」（支出）は、百日紅（サルスベリ）植樹各部清酒代、県行造林懇談会賄酒代・折代、県行造林作業（保険料・日当36人・自動車借用料）、山林調査日当4人、県行造林作業朝食代・慰労会酒外・保険料、県

行造林協議会昼食代、県行造林作業（日当7人・自動車借用料・作業中メガネ破損見舞金・朝食代）、区有林下見日当（中電）、また「雑収入」として神社山林伐採補償料（中電）がある。昭和58年においても県行造林が継続されていることが分かる。この年の割山貸地料は、旧新割山が一本化され現在と同じ金額になっている。百日紅の植樹は、上田市が緑化推進コミュニティ助成事業の一環として各自治会に推奨しているもので、上塩尻自治会も百日紅の苗木を自治会員に配付し、隣組の部単位に裏山で植樹している。

以上のことから、次のことが言える。上塩尻自治会は南条との入会の境界の確認作業をしている自治会役員、山林委員に対して共有林の「維持管理費」「慰労会費」「割山労務費」を支出しているほか、区有林の立木の入札販売をしている。つまり、上塩尻区は入会林や割山の維持費を継続的に支出している。「記録簿」の昭和40年時にも山林委員が割山の実態調査をしていることから、山林委員が区役員として割山を担当していることが分かる。

昭和30年代までの協議録には、区有林の一部の立木が数多く売却され、区の収入になっている。そうした売却はとても廉価であり、人びとの生活を支えている。区有林の「薪炭林競売」は、昭和40年代以後、燃料革命が起り薪の需要がなくなったため、競売の入札回数が少なくなっている。こうした競売される木は個々人に割り振られた割山とは別の場所にある区有林である。また、昭和40年代に秋和から下塩尻にかけて裏山一帯（私有林と割山、区有林）が保安林に指定されている。保安林であれば、届け出れば伐採できたからである。それは節税対策のために保安林にしたと言われている。

新割に関しては、昭和61年度に至っても上塩尻自治会が「割山新規希望者公示」を出している。昭和61年10月21日の区会において、割山は14か所が空いており、希望者がいるた

め抽選で決めることが議論されている。このように、昭和 61 年には割山の新規希望者がいる。塩尻地区は昭和 50 年代に混住化がすすんだため、昭和 63 年に上塩尻自治会は新たに規約を定めた際、共有地と割山に関しても規定を定めた（資料 1）。

#### 資料 1 上塩尻自治会割山・共有林規定

第 1 この規定は、自治会規約第 4 条の割山・共有林の利用および受益について定めるものとする。

第 2 この規定でいう割山および共有林とは、次のものをいう。

(1) 割山 旧村（区）有林地を住民の薪炭材確保のため各世帯ごとに分割貸与した林地

(2) 共有林 地区の治水および水源対策上重要であって、かつ隣接地区との調整管理を要する林地

第 3 割山および共有林の利用および受益者（以下「山林受益者」という。）は、次により決定されたものとする。

##### (1) 山林受益者資格

ア 自治会員として会費を 5 年以上納入し在籍している者であること。

イ 地区内に家屋、土地等を所有している者であること。

##### (2) 申し込みと決定

ア 山林受益者となることを希望する者は、文書により自治会長に随時申し込むものとする。

イ 自治会員は、割山利用の実態および申し込み者の状況を考慮し、自治会議員会に諮り、申し込みの諾否を決定し、通知するものとする。

第 4 山林受益者は、次の場合に、その資格を失い、かつ割山は、返還されたものとする。

(1) 会員の資格を失ったとき。

(2) 割山料を納付しないとき。

第 5 山林受益者は、他の者の利用をさまたげないよう割山の管理に努めるものとする。

第 6 山林受益者は、共同で行う業務について、平等の義務を負うとともにその利益を享受するものとする。

第 7 この規定は、昭和 64 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規定施行の日に既に従前の措置による山林受益者であるものは、この規定による受益者とする。

資料 1 の上塩尻自治会割山・共有林規定によると、割山は「旧村（区）有林地を住民の薪炭材確保のため各世帯ごとに分割貸与した林地」と規定されている。本規定によると、山林受益者の資格は 5 年以上自治会員をし、家屋と土地を所有していることという条件がある。5 年以上自治会員であるという条件は、小林が昭和 27（1952）年当時「村民としての義務（カギ役）をつとめるようになってから 5 年たつと、この割山の分配をうける」（小林 1952b：20）ということを指摘しているが、その条件を継承していることが分かる。秋和ではカギ役とは道普請（山道整備）のことを指して使われてきたと聞いているので、上塩尻でも同様の意味であろうと思われる。割山料に関しては、万延元年の議定書には記されていない。大正 4 年時では旧割が 50 銭、新割が 20 銭とある。明治 42 年頃に決められた土地管理規定において、割山料が旧割と新割別々に決められたと思われる。昭和 64 年の規約に「山林受益者は、共同で行う業務について、平等の義務を負うとともにその利益を享受するものとする」という条件は、大正 4 年時では「利用者は植樹をし満 5 年以内に林相を形成する義務があり、しない人は割地を返還する」という条件を踏襲している。そして、昭和 64 年時の会員の資格を失った時、「割山は、返還されたものとする」という条件は、昭和 27 年時の「外に出たものの分は取り上げられる」（同）という条件を踏襲している。しかし、「地区内に家屋、土地等を所有している者」と

いう条件は昭和 64 年の規定で初めて出てくる。アパートに住んでいる人は自治会の賛助会員であり、自治会員ではないため、この条件は割山利用から彼らを排除することを意味している。

旧割と新割の利用者数の推移をみると、昭和 32 年では割山利用者が 319 人いたが、近年は割山使用料の支払者が平成 2 年に 247 人、平成 19 年 212 人、平成 20 年 208 人、平成 23 年 206 人、平成 24 年 206 人、平成 27 年 197 人、令和元年 188 人まで減少している。その理由は、世帯主の高齢者が死亡しない施設に入所して居住していない、他出した人が増えたため割山料を払わなくなったからである。また居住者の中からも森林をもはや利用していないから割山料の支払いについて疑念が出ており、割山料は安いのでそのまま負担をお願いしている状態であると、自治会役員は説明している。

裏山は大雨による地滑りや沢水の洪水、落石等が頻発してきた<sup>3)</sup>。そのため、上塩尻自治会は上田市に治山事業を繰り返し陳情してきた。その結果、堰堤や砂防ダム、落石防護施設や防壁ネット等を建設してきた。「自治会長引継書(平成 23 年)」には、「特に山裾人家裏については普段の点検見回りと関係機関による砂防治山事業の導入が望まれる」と記載されている。繰り返される洪水や落石を防止するために、ウドツ沢砂防ダム工事が県の事業として平成 26 年から 29 年にかけて実施されている。これらのことは、上塩尻自治会が割山を含めて裏山を管理することが防災上きわめて重要であることを物語っている。

平成 21 年当時の自治会長によると、平成 21 年頃裏山でイノシシが出るので困っていたところ、下塩尻は間伐してイノシシを防いだという話を聞いたので、上塩尻でも下塩尻と同じよう

3) 平成 18 年には裏山で洪水が発生し大きな被害がでた。この年は、上田市に 7 月 15 日から 24 日のあいだに降った雨量が 7 月平年値の 2 倍を超えた(国土交通省気象庁)。

に信州上小森林組合に依頼して 3 割間伐してもらうことにした。平成 22 年度に上塩尻自治会は県の里山整備事業によって裏山の私有林と区有林、割山の間伐を実施した。その際、外に住んでいる私有林の所有者に対して間伐許可の依頼をおこない許諾を取って間伐をすすめた。また、秋和区ではシカやイノシシが麓に降りてくるのを防ぐ侵入防止柵も張ってきた。このように、人びとにとって獣害を防止する上でも裏山管理が重要になっている。

さらに、地元の人びとがつくった「ゆうすげと蝶の里」という環境保護団体による自治会への働きかけも、自治会が裏山管理を積極的にすすめる上で大きな契機になっている(佐藤 2021)。この地域団体のリーダーが公民館でおこなった里山講座をとおして多くの人の目を裏山の環境保全に向けさせ、自治会の里山保全活動へと志向させた。里山講座から「太郎山山系を楽しむ会」という地域団体も生まれ、登山道整備に取り組んでいる。平成に入ってから、上塩尻自治会の支出項目に「里山・山道整備費」が計上され、自治会として登山道整備等の裏山整備に努めている。上塩尻自治会が「里山保全」活動をしている背景には、「ゆうすげと蝶の里」が自治会に「里山保全」の協力を依頼し、自治会がそれに応えた経緯がある。今日の裏山はもはや薪炭等の木材を供する場ではなく、人びとが自然と触れ合う場に変化している。

## 6 結 論

小林計一郎および野口喜久子による万延元年の割山議定書、明治 42 年の新割、大正 4 年の「土地管理規定」に関する先行研究を検討し、その上で両者によって取り上げられていない史料を用いて上塩尻自治会による割山管理の歴史的変遷を明らかにしてきた。

万延元年の割山議定書については、次のことが言える。まず割山は領主の認可を必要とした

ことである。くわえて、村人が自主的に割山議定書を策定したことである。さらに上塩尻村で割山が導入された理由として、次三男が分家する以前でも割山を配分していることに見られるように、世帯員が少なくなり、戸数が増加した（長谷部ほか編 2009：204）。そのため、割山にして安定的に薪炭を確保しなければ小さくなった世帯の「家名永続」ができない状況にあったことが考えられる。

万延元年に割山議定書に記された割数は 226、利用者は 226 人である。万延元年の割山議定書では、分家する以前の次三男にも積金をすれば配分されたり、親類や組合が責任をもつかたちで積金を支払うならば割山が配分されている。このことから、親類や五人組といった家連合が社会的に共同責任を負う関係にあったことが分かる。

「引受」については、野口は「引受」は 44 人いるとしている（野口 2007：66）。そして、佐藤勇二氏の「割山は、蚕種業の手伝いの人を村外から塩尻村に誘致するために作られたのではないか」という意見を参考に、「引受」られている人は村外から蚕種の仕事に来た人であると想定している。しかし、その見解はさらなる検討を要すると思われる。というのは、「同人引受」られている人（佐藤十次郎）に苗字が記されている人がいること、さらに「引受止宿」というのは他所から来たことが分かるが、「引受」だけでは何ら説明がされていないため他所者の引受とは限らないこと、くわえて割山議定書の中に他所者について何ら記載がないこと等が挙げ

られる。

以下、割山の規定、法的性質、機能の変容を整理する。表 7 は、万延元年から今日に至るまでの割山規定の変化を整理したものである。万延元年時では分家する前の次三男でも、親類や組合が「代判」するかたちで、さらに他所から働きに来た者でも「引受」手がいれば、それぞれ割山の配分を受けられた。大正 4 年の規定には、割山の配分を受ける際に分家は満 1 年という条件と他所からの転籍者は満 5 年居住しているという条件がある。それは、万延元年にはなかった項目である。その後、昭和 27 年時には他所者や分家等に対して一律 5 年以上居住という条件に変わり、現在に至っている。

明治 42 年の「新割山永続帳」および「塩尻月報」第 10 号に「上塩尻区有土地管理規定」なる文言が見られることから、明治 42 年には割山規定があることが分かる。しかし、その史料が見つからなかったので具体的な項目は不明である。明治 42 年頃に規定を定めるにあたり誰でも割山が認められるようになった際、大正 4 年時のような何らかの条件が分家する以前の次三男や他所者に付与されたことが予想される。

昭和 27（1952）年時における「村民としての義務（カギ役）をつとめるようになってから 5 年」（小林 1952b：20）という条件は、秋和の明治 41 年の割山に関する「植林開墾秣場割地法及申合規定」にカギ役について記されていることから（滝沢 1982）、明治 41 年か 42 年に定められた「土地規定」に記されているのでは

表 7 割山規定の変遷

	万延元（1860）年	大正 4（1915）年	昭和 27（1952）年	昭和 64（1989）年
分家	分家する以前も可	分家は満 1 年	一律 5 年	一律 5 年
他所者	記載なし	他所者満 5 年		
貸地料	貸地料なし	旧割と新割で別々	旧割と新割で別々	旧割新割一本化
死絶・他出	親類組合が責任	割山返還	割山返還	割山返還
その他	様々な決まりがある	植樹し 5 年以内に林にする	村のカギ役を 5 年	自治会費

ないかと推察される。昭和 64 年に共有林・割山に関して「共同で行う業務について、平等の義務を負う」という条件と自治会費納入という条件が変わっている。つまり、割山が村/区全体の問題であったのが、自治会員になる条件を前提とした上で山林利用者だけの問題になっている。さらに昭和 64 年時に、新たに家屋、土地等の所有という条件が初めて入れられている。割山の貸地料は万延元年にはなかったが、明治 42 年頃制定の土地管理規定と大正 4 年の土地管理規定では旧割と新割で別々の借地料として徴収されている。昭和 27 年には旧割と新割の貸地料が別々に徴収されていたが、昭和 30 年代以降両者の貸地料が一本化されている。

小林が述べているように、昭和 27 年時には「外へ出たものの分は取り上げられる」(同)とされていた。外に出た場合は割山を返還するという条件は、大正 4 年時において既にあったのではないかと推察される。なぜなら、植樹をして 5 年以内に林にしなれば割山を返還しなければならないとされていたからである。現在は、地区外に移住した人や施設等に入り空き家になった家は自治会費や割山料を支払っていない。もっとも、これは自治会によって認められている。また、割山の担当役職名は江戸時代には「割山頭取」、ついで明治期には「割山委員」、その後は現在の「山林委員」と変化している。

割山規則の内容の変化は以下のように整理できる。1、万延元(1860)年時は分家する以前の次三男でも親や親類組合が「代判」「引受」で割山が認められた。そうした記載は明治 2 年まで見られるが、明治 7 年以降は見られない。2、万延元年時では苗字が記載されていない人がいたが、明治 8 年以降全員の苗字が記されるようになり変化した。3、明治 42(1909)年頃に「上塩尻区有土地管理規定」がつくられている。その理由は、新たに新割ができたことに伴い新たな規定を必要としたからであろう。4、明治 42 年頃に土地規定を制定したのを契機に、旧割と新

割の借地料がもうけられた。5、大正 4(1914)年に「小県郡塩尻村上塩尻区有土地管理規定」がつくられている。分家が満 1 年、他出者が満 5 年以上と割山を受ける条件が新たに追加され、その後一律 5 年以上居住に変更された。6、昭和 30 年代以降旧割と新割の貸地料/割山料が一本化された。7、割山の新規希望者は昭和 61 年までいたが、それ以後なくなった。8、大正 4 年以降、外に移住した者は割山地上権を返還しなければならないという条件がもうけられている。9、外に移住したり施設に入ったり、死亡したりして割山料の未納者が増えている。それは自治会も認めている。昭和 32(1957)年時に 319 人が借りていたが、令和元(2019)年には 187 人になりおよそ 4 割減少している。

次に、割山の法的性質の変容について整理しよう。上塩尻自治会は、昭和 40(1965)年に財産区設置の問題が起こったが、このとき申請しなかったと推察される。その理由は不明であるが、この年は上塩尻区役員が「8.2 水害」とその復旧作業、陳情、区民総会廃止、基盤整備、陸橋建設等に忙殺している事情が知られている(佐藤 2020)。その後も、平成 3(1991)年に地方自治法が改定され、認可地縁団体として許可申請すれば割山等を自治会が所有することができるようになったが、その時許可申請していないため、割山を未承認のかたちで区有財産として所有管理し続けていると判断される。

最後に、上塩尻の人びとにとって割山の機能の変容について整理することにする。割山は、江戸時代以来昭和 40 年代前半まで薪炭は生活に欠かすことができなかったが、昭和 50 年代以降その需要がなくなり、上塩尻住民にとって割山は重要な意味をもたなくなった。代わって、裏山全体における自然災害や獣害を防ぐために、自治会が裏山を管理する必要性が大きくなっている。繰り返される大雨による裏山での沢水の洪水や地滑り、落石を防ぐための堰堤や防護施設、落石防止柵等の建設、獣害を防ぐた

めの間伐等は、そのことを何よりも物語っている。また、環境保護活動を展開している民間地域団体が裏山で自然と触れ合う場をつくる活動をしていることも、自治会による裏山管理に大きな影響をあたえている。

## 謝 辞

本研究は、京都産業大学教授山内太氏代表の科研費基盤研究(B)「19330079」「23330117」「16H03648」および東北大学大学院教授長谷部弘氏代表の科研費基盤研究(B)「18330071」「17H04554」による分担研究の一部である。近世期の上塩尻村については、2008年以來、長谷部弘氏、村山良之氏、高橋基泰氏、山内太氏、岩間剛城氏との数多くの研究会から学ぶ機会に恵まれた。また、山寄忠男氏、高遠和秋氏、清水卓爾氏、中島邦夫氏、金森富雄氏、小林武彦氏等をはじめ塩尻地区居住者のお世話になった。各位に対して厚くお礼申し上げる。

## 参 考 文 献

- 原田敏丸, 1969, 『近世入会制度解体過程の研究—山割制度の発生とその変質』塙書房。
- 長谷部弘, 高橋基泰, 山内太編, 2009, 『近世日本の地域社会と共同性—近世上田領上塩尻村の総合研究Ⅰ』刀水書房。
- 井上真編, 2008, 『コモンズ論の挑戦—新たな資源管理を求めて—』新曜社。
- 小林計一郎, 1951a, 「長野県小県郡塩尻村安永年間の山論—主として当事者の日記を通して—」『信濃』3巻11号, 45-53頁。
- 小林計一郎, 1951b, 「長野県小県郡塩尻村安永年間の山論(補遺)」『信濃』3巻12号, 50-55頁。
- 小林計一郎, 1952a, 「明治初年の入会地所有権に関する山論」『信濃』4巻4・5・6号合併号, 39-49頁。
- 小林計一郎, 1952b, 「近世における信州—農村の入会地」『信濃』4巻9号, 14-26頁。

- 国土交通省気象庁「期間雨量が7月の平年値の2倍を超えた地点」([http://www.jma.go.jp/jma/press/0607/26a/gouu\\_H18\\_7\\_2.pdf](http://www.jma.go.jp/jma/press/0607/26a/gouu_H18_7_2.pdf) アクセス2020年9月1日)
- 中川恒治, 1996, 「入会集団の地縁団体法人化に関する長野県内の動向」『林業経済研究』129号, 177-182頁。
- 中田 実, 1993, 『地域共同管理の社会学』東信堂。
- 中田 実, 2005, 「地域共同管理論の成立と展開—ムラの理論から地域の理論へ—」『村落社会研究ジャーナル』11巻2号, 1-6頁。
- 野口喜久子, 2006, 「昔の人の里山への関わり方をふりかえる—塩尻時報の「割山」の記事から—」『里山づくり講座第4回』平成18年2月4日配付資料, 上田市西部公民館。
- 野口喜久子, 2007, 「『塩尻時報』の「割山」記事から—ふるさとと山—ふるさとの人々」『塩尻時報とその時代』上田市西部公民館, 59-77頁。
- Ostrom, Elinor, 1990, *Governing the Commons: the Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge University Press.
- 尾脇秀和, 2021, 『氏名の誕生—江戸時代の名前はなぜ消えたのか』筑摩書房。
- 佐藤康行, 2010, 「割地制度とコモンズ—新潟県西蒲原郡の事例—」『村落社会研究ジャーナル』17巻1号, 23-35頁。
- Sato, Yasuyuki, 2019, 'Organization and Activities of Neighborhood Association in Contemporary Japan: A Case Study of Kamishiojiri Jichikai, Ueda City', *Kijyutu to Setsumei* (Description and Explanation), Vol. 1, Graduate School of Modern Society and Culture, Niigata University, pp. 1-31.
- 佐藤康行, 2020, 「昭和の大合併後の地方都市における自治会の変容過程—上田市上塩尻自治会の事例—」『国際比較研究』第16号, 21-59頁。
- 佐藤康行, 2021, 「小学校区におけるコミュニティ形成の検証—上田市塩尻小学校区の事例—」『国際比較研究』第17号, 25-55頁。
- 塩尻村誌刊行会, 1979, 『塩尻時報縮刷版 前編』塩尻村誌刊行会。
- 滝沢和喜夫, 1982, 『秋和の今昔』私家版。
- 上野尚志, 1979 [1949], 『信濃國小県郡年表』復刻版, 上小郷土研究会。
- 安井幸次, 1989, 「整備された全市の町内会体制—長野県上田市の事例—」岩崎信彦ほか『町内会の研究』御茶ノ水書房, 195-215頁。